

料飲店等期限付酒類小売業免許を受けている事業者の皆様へ
(免許期限の到来について)

料飲店等の皆様が、新型コロナウイルス感染症に基因して、在庫酒類の持ち帰り用販売等により資金確保を図るものについて、昨年4月から料飲店等期限付酒類小売業免許の付与を開始しておりました。

また、免許付与日から6か月としておりました本免許の期限については、その後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、一定の手続を経た料飲店等について延長しましたが、令和3年3月末をもって期限が到来します。

※ 料飲店等期限付酒類小売業免許の期限後、一般酒類小売業免許を受けることなく酒類を販売した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

料飲店等期限付酒類小売業免許の免許期限が経過した後、1か月以内に「酒類の販売数量等報告書」を販売場の所在地を所轄する税務署に提出する必要がありますので、御留意ください。

なお、引き続き、酒類の小売販売を行うことを希望する事業者の皆様におかれては、一般酒類小売業免許を取得していただく必要がありますので、早期に申請をお願いいたします。

一般酒類小売業免許の申請に当たっては、免許を受けようとする販売場の所在地の所轄税務署を担当する酒類指導官に御相談ください。

※ 裏面の留意事項についても御確認ください。

国税庁ホームページに掲載しているQ&Aについても御確認ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/qa/01.htm#sonota>)

また、一般酒類小売業免許申請に必要な様式等については、以下のページを御確認ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/menkyo/tebiki/youshiki.htm>)

留意事項

- ・ 料飲店等の皆様が一般酒類小売業免許を取得するには、経営状況に関する要件等に加え、飲食用に提供する酒類と小売販売する酒類を場所的・帳簿的に明確に区分するといった要件があります。また、免許付与に際して、登録免許税（免許1件につき3万円）を納付していただく必要があります。
 - ※ 税務署の標準的な処理期間は2か月（書類の補正等に要する期間を除きます。）となっております。
- ・ 経営状況に関する要件については、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税の猶予等を受けている場合や決算において欠損を生じた場合には、そのような事情にも配慮し、審査を行っております。
- ・ 一般酒類小売業免許の申請に当たっては、料飲店等期限付酒類小売業免許の申請時又は期限延長申出時に提出済みの添付書類でその内容に変更がない書類については、改めて提出する必要はありません。
- ・ 料飲店等期限付酒類小売業免許については、免許条件を「既存の取引先から仕入れた酒類の通信販売を除く小売に限る」とし、従来の取引先である酒類小売業者等から仕入れていただくこととしておりましたが、一般酒類小売業免許については、原則どおり、酒類卸売業免許を受けている事業者から仕入れる必要があります。酒類小売業者から仕入れることはできません。なお、酒類製造者から仕入れている場合には、引き続き、仕入れることが可能です。
 - ※ 飲食のために提供する酒類については、引き続き、酒類小売業者から仕入れることは可能です。
- ・ 多くの事業者（酒類販売管理者）の皆様が受講した料飲店向け専用のオンラインによる酒類販売管理研修は、料飲店等期限付酒類小売業免許を受けた料飲店等向けに必要な最小限の研修内容として実施されたものですので、一般酒類小売業免許を受けて引き続き酒類小売業を行う場合には、改めて酒類販売管理研修を受講していただく必要があります。